

(仮称)ていーワゴン運行要領(案)

- ◆地域事業者との連携（公共交通網形成計画における目標）や、定員超過への対応のしやすさ、地域精通度等の観点から、入間市内で営業しているタクシー会社（3社）に、運行を委託する。
（車両は、市で購入し、貸与）
- ◆タクシー会社各社には、一般乗合旅客自動車運送事業免許を取得して頂く。

項 目	運 行 要 領
1 運 行 目 的	この事業を請け負う事業者は道路運送法第4条の乗合自動車免許（11人以上）を事業者が事業免許を取得し、かつ事業に必要と思われる付帯するものを整備して事業を請け負うものとする。
2 運 行 期 間	平成29年度 平成30年1月中旬から平成30年3月31日 平成30年度 平成30年4月1日から平成31年3月31日 （ただし、12月29日から1月3日までの期間は除く）
3 運 行 時 間	運行時間までの間で、運行ダイヤに従い運行する
4 運 賃	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定届出書のとおり （協議会にて決定）
5 運 行 系 統	《 路 線 名 》 《系統》 （一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（路線延長）変更認可申請のとおり）
6 運 行 回 数 （運行時間帯）	現在検討中。各地区の要望による。 ① 金子地区 9時～5時 ② 東金子地区 6時台～20時 ③ 宮寺・二本木地区 朝夕便 6時台～9時台 17時～20時 日中便 10時～16時
7 車 両 数	各社1台（ただし、後続便の運行車両について、各社の判断に委ねる） 1路線1台 ①金子地区路線、②東金子地区路線、③宮寺・二本木路線 の計3路線。

8	路線数	3路線、フリー降車の実施（安全が確保できる区間）
9	車両	市は運行する車両を用意し、事業者が維持管理等を行う。別途、車両運行に関する車両使用貸借契約を締結する。 また、租税公課は事業者が支払うものとする。
10	定員超過に伴う対応	定期便に定員超過が出た場合は、速やかに後続便を運行させる。 定期便の定員超過に伴う後続便の経費を、通常メーター運賃として市に対して請求できるものとする。
11	乗継券の発行及び回数券の販売	運賃はてい一ろ一どからていワゴンに乗り継いだ乗客、または、その反対の乗客に対し、乗継券を発行する。 また、車内で回数券を販売する。
12	車両修繕等	経年劣化等で発生した故障等の修繕は、市が負担する。 （4年～5年後修）
13	運行委託費	運行委託費算出の考え方は以下のとおりとする。 （運行経費相当額（協定額：日額）＋（運転従事者時給相当額×実動時間）＋燃料費（5 km/L）＋運行日数（年末年始運休、日曜運休）308日）×消費税
14	運行状況等の報告	毎月、利用者数、運賃収入、回数券の販売枚数、乗継券の発行枚数等の報告を行う。
15	事業の解除	1 事業者の責任に帰すべき自由により、事業の遅行の見込みがないと認められたとき。 2 事業者がこの計画の履行に当たり、不正または不誠実な行為をしたとき。 3 その他
16	苦情の受付	各社において苦情処理を行なうこと。
17	事故対応等	事故等が発生した場合、人命救助、警察・消防への通報後、後続車による乗客の代替輸送を行う。その後の事故対応は、事業者で行う。